

下水道場所の施工が不十分で、配管が不十分  
である。現在の新しい契約は、水の追加  
工事、その結果がどうなるか、後述しては  
言えぬ判断が必要である。

1 番

追加工事の当然大城土木さんがやるべき性質  
のものがあろう。

建設部長

契約もまだ不十分である。実際やるべき  
ものがある。但し本件工事の  
の関連がどうなるか、大城土木さんと  
契約する方がより有利だと言っている  
のである。

1 番

この工事の当否は議会の委員が提出  
した議会の議決を経てから工事が着手さ  
れ、又9分9厘完了して10月3日、この問題が  
10月行政事務の平議の結果として  
10月3日中、所蔵である。

建設部長

機構改革のいつからかどうなる  
か、その経過や場合、条例その他、不勉強が  
どうなるか、結果的にはどうなるか、  
これと言っている。深く反省して10月3日。

1. 審

地方自治法第232条の3に普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約、その他  
の行為は、議令又は予算の定めるところに従  
て行われなければならない。法律違反に  
ならない。

建設部長

此指摘の通り違反にござります。

1. 審

予算の件は、例文の文書口頭  
の契約は破棄され、若しこの  
議令の通過は、場合によっては  
行われ、考えられる。

建設部長

現在この件、検討は致して、  
いし工事の急を要し、又更に行政事  
務的にミスがあると言ふこと、  
以上が、今般に、  
の趣意は、  
である。

1. 審

この25万円追加工事の件、  
の急を要すると言ふこと、  
人の任せて、  
の趣意は、

明後

今の場合は支出負担行為を行う場合に予算が不足の場合、支出負担行為は出来ぬ限り認められず、しかし現在の予算にその項目が訂正を許す場合は、一応準備金の充用により許すことがあり得る。これは他に同じ原因に於ける同じ科目のある場合は、予算の流用等がある限りあり得る。先づその旨を手続を待つ後、これは支出負担行為を起すべからず、もしやういふ場合、金額から申し立てられ、種行予算は徹底からその旨の手続は不可能の神心と云うべきである。然るに、当然予算の神心と云うべきを認められず、これは神心と云うべきである。神心と云うべきは、議決後に於ける支出負担行為を起すべからずあり得る。全くその旨を予算法規に無知と云うべきである。明らに違反行為を考へ、その旨の余地がある。然るに、これは神心と云うべきである。

／ 番

これは当局の議決無視も甚しい。これはその旨の決議に等しい。然るに、予算は完了した。これは、その旨の状態に予算も無い方が、人に及ぼすこと。適に決議を出して下さる。決議の旨を待つこと。

総務部長

先程の旨を議決の旨に對し、お答を申し上げます。私生賦課当局として、一応、その旨を

予算編成の準備期間が必要だと言ふは6月10日  
ヨルハ一紙資料を以て提出してもらはれたい  
が、この日ごさいヨリ。その中も各部課に於いて  
は多忙の仕事もございませう。或る程度余  
裕をもち、10日に以てごさいヨリ。その中も集  
計課の資料を以て受け取らるる日、15日頃とす。

9 番

和の10月15日(水)は、現在本会議の審議  
中の下水道工事の神正の件。

~~和~~ 長

下水道関係の神正の事項に於ては、そ  
の時長官の要求はございませう。予算資料を以  
て提示されたい。

9 番

全く解決はなかりませう。総務部長は中  
はつきりして下さる。

総務部長

その週、17日には、総務部長の両方関係の予  
算の説明を受け、20日ヨリ。その次の週、19日  
には、建設部長からの説明も受け、20日ヨリ。

9 番

担当部長、総務部長は、機構改革の中、管  
轄の中、大きな要求は、建設部長の6月15日  
に担当部長から示す。その答は、11日、11日

議事録 6月21日 7月3日 議  
令を研定し 6月21日 7月30  
に由解らば 全総部下から 6月15日 神  
正算の現行部から 算要求の提出さす 7  
3と 4つ 5つ 6つ 7つ 8つ 9つ 10つ

建設部長

建設部から 6月15日 算要求 1つ 6月19日  
に 算要求 2つ 3つ 4つ 5つ 6つ 7つ 8つ 9つ 10つ  
に 算要求 11つ 12つ 13つ 14つ 15つ 16つ 17つ 18つ 19つ 20つ

9 番

総務部長の 算要求 1つ 2つ 3つ 4つ 5つ 6つ 7つ 8つ 9つ 10つ  
に 算要求 11つ 12つ 13つ 14つ 15つ 16つ 17つ 18つ 19つ 20つ

総務部長

建設部長の 算要求 1つ 2つ 3つ 4つ 5つ 6つ 7つ 8つ 9つ 10つ  
に 算要求 11つ 12つ 13つ 14つ 15つ 16つ 17つ 18つ 19つ 20つ

9 番

事業着工の 算要求 1つ 2つ 3つ 4つ 5つ 6つ 7つ 8つ 9つ 10つ

総務部長

算要求の 算要求 1つ 2つ 3つ 4つ 5つ 6つ 7つ 8つ 9つ 10つ  
に 算要求 11つ 12つ 13つ 14つ 15つ 16つ 17つ 18つ 19つ 20つ

9 番

必要の予算要求は12月までと。この1人の方をのさす。皆様の議分。

建設部長

私の方から申し上げます。

9 番

簡明に2月までと。総務部長は建設部から予算要求の事を小まめに、工事着工の必要はありせん。予算要求を1ヶ月前の平議を経た工事を着工すべきの旨あり。原則は。しかし皆様の緊急を要しと云うのは、真赤なうたです。

建設部長

下水道の事を。6月19日に果考の調整があり。1.25万に11.1。

9 番

建設部長私の方を聞かざりせん。6月15日の予算要求の場合に該工事に對しては、神の必要性が有と認めず要求され。

建設部長

その必要が解つたのが6月20日1.25万に11.1。2.5万に総務部長の方で是非2.5万に11.1の計上は、いふべきと云うは、。

9 番

明確に「大抵さか」と思ひます。市の  
財政部に訂正の必要のない予算要求であり  
ます。建設部は。

建設部長

建設部では、4課ございまして、各課か  
らなされております。

9 番

枝葉の問はっておりません。当然のこと  
です。建設部では必要のない予算要求を  
財政部に訂正いたします。これをしなくては  
は、これをしない答覆。これがその必要性があ  
る予算要求をいたします。

建設部長

それでございます。

9 番

それがあるならば、皆様方は6月15日の町  
長の談話会の予算の必要性を認め、予算要  
求してください。

建設部長

6月6日の

9 番

い、え、さ、か、ら、い、ま、す。

連談部長

からいふ。

9 番

と司の伺のたの。現在あり方とどう  
なりおりました。我々の総務部長を信じ  
ないのが。連談部長を信じないのが解ら  
ない。しかし自治体市の資格をなすのは。総務  
です。総務は予算の必要性の要求を受け  
ない。今この自治体市のなかから。全然部  
長と課長を解らなければ。と言ふことは。これは  
よくある。議合無視である。

副役

今の答弁は連談部長と総務部長の答弁  
からおしよす。これは全く通らぬ。答弁はこ  
うなものであつても。その勘違ひがなして  
る人じやないか。思つて調査はおしよす。  
第一回の連談部の予算要求は。ついでに。最初  
に否しかつた。勿論15日おしよすと思  
つた。又今回の神の予算の予算要求の趣  
が。ごさうしよすか。今の最初は15日おし  
よすか。下水道のたのに入つておしよすか。  
こゝへ人の勘違ひがなして人じやないかと思  
つた。今調査は。今調査は。今調査は。

9 番

副役の議合に勘違ひは。おしよす  
た。下す。今のたの。部長か。おしよすか。何



の次が建設部でありました。

建設部長

初答を申しあげました。この件については  
6月15日の時点では、要求はございせん。  
しかし、6月20日付けの次種算要  
が出されたので、追加要求として神田平算に  
して話をございまして。

9 番

15日には当然大々的な要求をして、出さ  
ないほう。しかし、しかしながら、この後  
に技術者については、設計見積りをして、その  
算出の類と調整がなされた。その  
間、このことは、必要性を認め、認め  
たことについては、問題です。と、言うことは、  
先にも述べたように、明確に、と、言うこと  
です。

建設部長

6月15日の時点では、この必要性は薄  
いという考えでも、下水道課からの要求は  
種算が出来たので、6月20日の提出の次  
算でありました。

9 番

というものは明確に、これは、平算要  
求の時点、大体は水位は必要と、言うことは、  
認め、認め、したが、これは、これは、  
と、下す。

議 長

休憩 11時15分(160時2分)  
再開 11時15分(160時3分)

議 長

以上をもちまして、日程第1の議案第10号  
昭和47年度富野津市一般会計補正予算の中間  
報告を終わります。16時15分から再開いたします。

議 長

休憩 11時15分(160時4分)  
再開 11時15分(160時5分)

議 長

午前引続の本会議を閉じます。  
日程第2、議案第110号、昭和47年度富野津  
市養老施設センター特別会計予算のつぎとし  
て、経済民生教育常任委員会の審査を依頼  
いたします。審査が終了し報告書の議  
長への届きを待ちます。経済民生教育常  
任委員長の報告を求めます。

~~議 長~~  
経済民生委員

本案件に対する審査の経過を11月報告中  
として、本会議から本案件が付託され、  
1. 本委員会の10日審査を進め、その  
がいつの間、審査の途中に10日、当局の方  
から、議案110号の撤回の意思表示がなされた

したが、本委員会はいまだ以上審議を進め  
た訳ではないから、本会議に返戻すべき  
だと言うこと、決定した。よ。本会議に返  
戻すると言うことは、日付の議案があるから  
委員会に致し、各、各に入るとき、本会議  
に先ずお諮り申す。一応知合いたるに、言  
う所の意思表示のたすから。我々委員会  
審議に入りよう。本事件の市会の方針に  
おつた編成のたすから。一応知合いた  
る。本事件の議案におおしから。よ。は、  
う言う意思のたすから。よ。は、  
うするに。よ。は、  
意思を統一した。よ。は、  
日付の日程を終る。よ。は、  
当分のり。よ。は、  
本事件を撤回する。よ。は、  
おは。よ。は、  
本委員会。よ。は、  
うする。よ。は、  
以上審議を進め。よ。は、  
よ。本会議に返戻する。よ。は、  
決定した。よ。は、  
報告申し。よ。は、  
思い。よ。は、

議 員  
本報告に対して質疑を請うる。

議 案

稟議もその称ありありなり。香南会報告

議 案

議案第110号昭和47年度沼津市養育人  
研究所の特別全額予算に付するに付、本分議  
に送付を認めらるるに付、要議ごさいせらる。

(要議第140号)

議 案

要議ごさいせらるるに付、送付を認めらるるに  
決定いたしむ。

議 案

次に初等もこの西側にありありなり。市長  
の議案に於て議案の撤回の要求がござい  
たり。事務局長のこの説明をさせたり。

議 案

議案の撤回に付して、説明をいたしむ。本  
撤回に付する説明を求めたり。

経済民生部

議案第110号の撤回に付して、説明申し  
上げたり。本案に付するに付、先般経済民生教  
育常任委員会の報告の中にもございしむるに  
付、この29日の提案の中にも、市長の所から  
養育人、事業を本分、新年度に於て、新

凡の意思表示は、この中において、委員会の審査の  
 過程に於てのも、この市会に於ての考文  
 方が入っているかの点、その中に挙げていた予算  
 案に於ける点、と云う凡の質疑がござい  
 ます。事務当局と市会との考文の違いを指摘さ  
 れた。私共事務段階でも、これは、確  
 かに市会に対して別分すべき点と云う  
 進言は、大分ありました。けれども、その中で  
 どの点も、具体的な指示がございまして、人  
 の手、一面、47年度の予算に於ては、3月31日  
 年度ごとに、何の持ち手、大分、採り予算  
 を編成して、大分ありました。市会の方  
 針、予算の違つて、云う、この統一見解を出  
 された。一面、当局の内部の調整、という  
 ことで、事業年度を撤回した。市会、早  
 務会に於て、別分すべき点と云う、これは、理  
 由、7月までの暫定予算を、細く、大分、あ  
 りました。一面、後、24月の暫定予算を編  
 成した。その間、何の点も、見通して、大分、と  
 云う、凡の意思統一を、した。本予算案を撤回  
 した。と云う、考文、ありました。

議 案

本撤回に於ては、質疑を、行なう。

8 番

47年度の、巻、人、研究センターの、予算、提出  
 された。7月、31日、大分、ありました。この、撤回、する、と  
 云う、理由、結局、巻、人、事業、の、ため、と云う、凡、の



は絶対間違ひなしに度々おのれ松川に引渡す。川  
 の人だ。松川返事はわらぬ。大丈夫だ。信  
 用はしぬ。と云ふことは。そのシラスが未だ入  
 りない。おのれ持の茶開は14才入るからと。  
 外中にも契約もなしに10才と云ふ思ひが。お  
 のれ人のせいなりと云ふ。

市見

今度入る予定のものはサンヨウ領事と漢  
 松の業者の契約したもろから。今度入るに云  
 うは10才と云ふ。その300Kの中より50K  
 を分けてもらふと云うは10才と云ふ。その  
 契約の300Kが入らぬと云ふ。そのも入  
 らぬと云ふなりと云ふ。

八番

もし市見は第一回の場合に大井川と契  
 約提携をした場合の1分自信を持つて議  
 合の回答を待つては。おのれおのれ後におの  
 れ結果を待つては。追求は中から市見の問に  
 を信用しては。おのれおのれ。問はうか。要は人だ  
 と云ふ。おのれおのれ。問はうか。罪はか。おのれおのれ  
 でおのれ。我々議合の1分。当初の事業だから  
 おのれおのれ。10才程度から。おのれおのれ  
 米穀が10才。おのれおのれ。おのれおのれ。おのれおのれ  
 3。おのれおのれ。おのれおのれ。おのれおのれ。おのれおのれ  
 でおのれ。1分。おのれおのれ。おのれおのれ。おのれおのれ  
 でおのれ。おのれおのれ。おのれおのれ。おのれおのれ。おのれおのれ  
 10才。おのれおのれ。おのれおのれ。おのれおのれ。おのれおのれ





研究に力を入れるべきであるならば、その辺  
は如何なる市民に対して申し開きをするのか  
その辺を考へて知らねばならぬ。

### 市会

外に力を入れる人は研究センターが主であり  
たい。研究は成功すれば市民に知らせ、し  
たしその研究途上でも知らせたい。どうして  
か不十分に入らぬと、その問題を知らせ  
たい。実際にはそれが場合によっては  
は相当の人数が来る。その意図は、  
知らせたい。市民は、その不適当な言  
語の結果として知らねばならぬ。

### と 審

その命時果たぬ問題合が知られ  
たい。確かな初めの場合に言ふべき事業、又  
河川に初めの場合に言ふべき事業、当初予算の  
場合にもその研究の傾向を三月月或いは  
半年議会の5文に述べたい。その言  
事に対して、当時市民は自信が人々を  
11月、その市民に議会の議決あり  
たい。大川河川の提携が難しい。その議  
会の余裕の傾向も与えたい。自信が人々  
と市民、養育人研究センターがありたい。その  
二回目に知らせたい。その時にも十分  
以上の予算をかけるべき。その中での腹  
が市民は十分持たねばならぬ。その言  
はたい。調査の十分にある。その言

さいに総対向違ひの事業だと云ふことを  
 説明せしむべき。すなわち第一期の準備期間  
 一、二万円の赤字を出した場合は、その時にも  
 二万円の迷惑をかけることになる。その責  
 任は誰にせよ、そのことを云ふべきではない。それは  
 五年の計画だから、十年の赤字を出したから事  
 業が苦しいのは十年の間に解らぬ。二年三年  
 ぐらいは成功する人だ、必ず成功を  
 せよとせよ。若し二年三年の間は、その成功  
 が何一つもない場合には、その時々の責任を  
 せよとせよ。しかも二年三年の間は二万円の  
 赤字に對して説明せしむべき。もしそれが  
 今のうちに説明せしむべきならば、総對向難を  
 是れが段階に進歩するところ、その責任を  
 最初目的の達成せしむべき。しかもその事業が  
 せしむべき事業が来るべきところ、その責任を  
 せしむべき。すなわちその事業の責任を  
 誰か所任せしむべき。もしそれがせしむべき  
 ならば、思ふべき。

### 市会

是も申しあげたが、その責任は誰か問題  
 になる。すなわち、私個人を教へる。その責任  
 も責任ある人々を責任にせしむ。これはその問  
 題の沖繩には、総對向の成り立ちの産業が  
 あり、その責任は誰か。沖繩に府能  
 の産業にその責任を云ふべき。その責任を  
 誰かせしむべき。もしそれがせしむべき  
 ならば、市会も、その責任を誰かせしむべき。

が余計にがかり過ぎた事は、駄目である  
個人にまで及ぶのが産業の発展する人々  
と云う論文を持つ人は多いから。

8 番

あつちの事は、その事業をやりかた  
のほ、やり始めのほ、失敗のほと間違つて  
いたと云う点の考えが、おもしろい。

市 長

その方に、おもしろいから。

8 番

現時点において、いろいろと市を、  
と云う事業を、すべきでは、なかつた  
と云う点の考えが、おもしろい。

市 長

現時点において、コストに  
が入らなかつた、と云うことが、  
大きな原因から、おもしろい。

8 番

と云う、若い人、事業の、  
と云う点の考えが、おもしろい。

市 長

研究センターの、  
と云う点の考えが、おもしろい。

8. 審

天賦の才と云ふ此の受取つたまじしゆら二  
ざりてす。

市 長

二小は、以随意に検討して、大に大に  
思ふ事。

1. 審

昭和47年度養子人研究センター特別会計予  
算を撤回した事と云う理由に、理由を以て  
一説明を願ひます。何故撤回するのです  
か。

経済部長

市長の政策決定もあり、知合と云  
う事、何の事か、何からか、及びす。

1. 審

知合と云う理由、本会議に答弁願ひ  
ます。

市 長

先日の申し立てと何らかの事、及びす。

1. 審

ふりがた、先申した事、他に  
ざりてす。

市 長

大さの種田の雑魚のコンテナに入らぬ  
いれさう意味もありま。

1 番

雑魚とさうのは シラスい。

市 長

シラスもありま。

1 番

7000も入りま。

市 長

7000も雑魚の中ら含ま。

1 番

市当局の市長のいれ 各部課長 養う人研  
究センター設置の意義目的の現在も忘れ  
ないま。

市 長

忘れないま。

1 番

＝の 市経済市報の 5万部 市民に送る  
市経済市報の養う人研究センターの目的は  
市民各位の公表さす。市民の協力も求め  
る。市報の発行の中 市野済市政の運営

状況は広く市民の解り易いものゝ意味を以てし得る  
 日。是れが70年12月15日の近野済報に見出し  
 の豊満の海水の利用は将来は本市の茶幹産  
 業に与へるべきである。内容の趣向の關係は著き  
 たる。次に71年6月15日付の市報に72年度施  
 政方針の1つが1つと載つて居り得る。  
 養蚕地帯の普及を図る。公有水面埋立の促進企  
 業誘致の普及の題目は、就中54である。本市の  
 祖國復帰の推進は諸産業の振興育成に於て全  
 て期したるべきである。復興後の農地  
 利度の新都市計画の施行に伴ひ、第1  
 次産業も大なる産業が予想され、農産振興策  
 に従来より更に必要となつてくると思  
 われる。本市の場合には現在でも佐賀及び  
 事業所等の農耕地は侵蝕され、農地の位置  
 への転用が急速に行つて居り得る。農耕地  
 地の減少は、その結果農家所得の減少にも  
 繋がつて居り、農産経営方針に於いては工  
 業振興を図る時期にさしかつて居ると思はる。  
 土地の高度利用を主眼として経営改  
 善及び高度の奨励等の指導を図つて居る  
 と思はる。更に昨年来大井川河川の振興  
 にも於て事業着手して、農産研究センターの開設  
 の成果があらわれ、本市に於ける新しい産業と  
 して奨励するに値するものと確信が持  
 て居る。今後市民への普及を図り、第1  
 次産業の新質を以て、農家所得の向上に努  
 めるべきと推して促進して居ると思はる。  
 是れが今から1年分を以てし得る。

研究センターの運営  
 意にも誠意努力を惜しらず、将来、本県農  
 への普及を図る進めたいと思っております。  
 と言いつた。近頃経済不況の弊を蒙る農業者  
 研究センターの効果あらしめよう計画を市民  
 各位理解していただくと思ふ訳であります。そ  
 小に当ります。農家への普及を言う問題に如  
 何程に考へておられるか。

市 長

農家への普及を言う事は、当初  
 の先申した通り、雑魚がコスト  
 に入水は、十分に農業者事業としても、或  
 は産業としても将来性があるものと思  
 います。現段階において、特に雑魚の入  
 荷が困難なために先申した通り、予  
 算生活をいたす地方自治体におきまして  
 と言う事は、一つの企業として、予知は不  
 断であると言ふことが、今までの間に  
 申した通り、山に於いては、既に  
 申した通り、一人に於いては、4.5名  
 程度、或いは同業外に於いては、向  
 対して、利益を言うことは、研究  
 センターの価値が市としての十分に役目を果  
 したと、言うことは、考へた場合に、利益  
 を追求する言ふことは、どうも  
 同業を譲渡して、や他の他の面から  
 一例を申した通り、水産の病気の発生に  
 対しては、薬品撒布を、色々の指導、若林

課の文の初りよりこの問題に初められ  
ても、今までの過去1年半の研究によつて  
市の職員を派遣し、この問題の指導と言  
ふは、この文に言う方向に進めたいといふ  
と、この課にあり得る。

1 番

稚魚の入荷が古来より、養子人研究  
のため事業の困難です。最初は当初の富野  
清市原のよう言ひましたが、稚魚も市の飼育  
場の産卵の普及したと云ふことも、議会の  
つたりに申さないと行けません。この言ひの中に  
古来よりこの産卵の自信と、この産卵の初  
まりが、このことがいふことが、

2 番

先を申し上げると通り、予算が流れて  
おりました。この予算の年度内に稚魚の入  
荷の件は、結局のところ、この言ひに  
して、お答に、大変、予算は通り入  
りません。大変な問題を、この課に  
あります。個人と申すは、予算の年度内  
の1年1年の問題に、1、2、3ヶ月も  
おくれも、稚魚の入荷は、3ヶ月も、  
中国の産卵の問題も5月に入ると、予  
定に入るとおっしゃるけれども、本土の  
産卵にも、この年の1年分、契約の  
3割にあり得る。契約の合から合  
らうと、この50.6の契約は、未だ入  
りません。



大分はどちらにも東の海はありませぬ。中国の稚魚の南拓がこれからいざざいといふ。然らば7月の水から入れば幸しいといふ。どうも今年度内の一応事が平約17.13の単位に導入30。その目的が個人限り市々といふ点も。特に個人を以てればプラスも入らなければ。他の稚魚もいかに自由に導入すればよいかありませぬ。と云う面も十分個人が得れば採算が立ってゆくと理想も。池田のくりやが或は個人に任せるといふも。そう云う養魚の場をもう広く一番と言ふ業者が多しと人知り人不知の沖の現状からいふ場合。現段階でいふれば。稚魚は少くとも和歌山の人だ。これから稚魚のふかの性格も人工的にふかす事功をたす。これが養魚のふか。沖のふかの子供の人じやないかと。研究の段階でいふには。当然の天然も自然に海の上で稚魚を採取して取り扱う人々の。その特長に到達するまでの一つのしるしと云ふことがありませぬ。

1 審

市長の提案をまとめた報告は7月1日今年度の知事報告書の質問に答へる報告書に附す。その後の心境の変化も。養魚の研究も。撤回の暫定予算も。組み立てる。この市長は今までの漁人との例は。其の。産卵の度。其の。

合加入の問題は議合に組合加入が出来ると  
 言う凡の議合の常任委員会。この問題を  
 取り上げ、方針が可決された。又理直の琉球  
 政府の残土のもらい請も出来ると言う凡の  
 本者の案があるが、法人のほりしつにせ  
 ても出来る。ゆへは議合にこの問題を議合に  
 する。この問題にしろ今日、明日と市長の姿勢が  
 変わる。予算の根拠地にかつる。採り  
 定野津市長の。もつて物事を慎重に懐きま  
 す。この人々も市民迷惑を。この。ついで  
 予算提案の特長は。この予算の。と  
 う。この経済的委員会の新設の段階に引込  
 られる。おしかり引込めたり。この採り  
 議合の。引取り回され。この採り  
 する。この養子人研究センター特別会計  
 確か。この事業の成功を。この  
 の。失敗を。この。振返り  
 する。当初から。

市長

理段階に。この。当初の採り目的の  
 達成を。この。事業に。この。

／ 審

目的の達成に。この。失敗を。この  
 ね。

市長

市は。この。事業に。この。

1 番

将来的に個々の問題をあつち、市が手おける  
大養老人研究センターの目的にかなう。

市長

研究センターは養老人を研究すると言ふに  
対しては、将来沖縄に有望な産業が  
あつてと言ふは、今後いくらかはあつて、  
つぎつぎと思つて、現段階において  
は駄目だと思つてゐる。

1 番

沖縄を聞かしてあつて、宜野湾市の農  
林課長、今後、見通しはあつてゐる。

農林課長

現時点から、計画はあつてゐる。

1 番

計画は聞かしてあつて、農家の自信を  
もつて普及奨励をあつてゐる。

農林課長

現時点の成績から自信をもつて普及する  
べきであつて、あつてと思つてゐる。

1 番

理由はあつてゐる。

農林課長

シテ、種穀の必要の時期に順調に入らな  
いと言ふことは、水から出荷せよと言ふ場合に  
大量の人の要する言ふ程の葉からい、この程  
の葉もありません。一番大きな問題は、種  
穀の必要の時期に順調に入らなと言ふ  
のが、大きな原因だと思ふ。す。

1 番

民生部は如何ですか、同じ質問にたい

民生部

農林課長の言ふ通りであり、補足申  
上げます。やはり一番養蚕人事業の根幹とな  
ります。シテ、7000万の種穀の入手にござい  
ます。水が必要の時期に入らなと言ふことは、  
一番大きな問題があります。かまうに考えたり  
ます。水も市々には養蚕人事業をやさしくも  
普及するに、水も十分に購入の手助けをす  
ることは、現時点では、不可能なものかと言ふ  
ことはございります。

1 番

市長は、この問題のことは、前々から自信をも  
つて議会の答弁は、たしかに、僅か数ヶ月の  
間の種穀の入手困難なものが、養蚕人事業  
を阻害。若しくは、知分は、と言ふは、簡単  
に、水も考え、知分は、と言ふは、言ひ  
たいと思ふ。今、この種穀の確保は、水

の努力を。今後この養老人研究センターの目的を達成す。当初計画の54年は進々といはつてもよいべき性質もあり、市民への公約に叶はつた。今頃作業をする。市長の答弁を確信する。

### 市長

何かと進捗をいふ。どうも早算生活をいふ以上、稚魚が入らぬと言ふことは、どうも早算の誤算難であると言ふことあり。

### 4番

早算の遅れをいふ場合にも稚魚が入らぬから、遅れをいふ言ふことは、稚魚の入りに努力が足りないから、人にいふ言ふ言ふ感じに聞こえる。その要は、我々の早算で、中央から入る言ふ所の話、いふ言ふ。その外に民間業者に入つたりする。努力は小さい事がある。中央だけの70%の入る言ふ所の事は、我が国の答弁聞かぬ人。しかし、これがあつた。中央、台湾、アメリカ、我が国本土に於いて、ヨーロッパも同様に入つて言ふ言ふ。どうも進捗。どうも思ふ言ふは、然らぬ。我々程度置いた人に、我が国を思ふ人だ。どうも努力をいふ言ふ。

米

物産の長しき。ヨロツバ産の相入り  
 知り。現段階の10日。ヨロツバ産  
 入札から米相の成績をわがほうから。  
 ういう。当初予算の10をい。米の相  
 入も。一応極東の米入札の議合了解を  
 え。極東の米入札から努力して買  
 ぐごい。しかし本土の産物に10をい。は。  
 一応米の米。10をい。米外持出禁止。結  
 商米を買。米の米。米の米。沖繩の米  
 100.000円。100.000円以  
 下の米を買。100.000円以  
 下の米を買。100.000円以  
 下の米を買。100.000円以  
 下の米を買。100.000円以  
 下の米を買。100.000円以  
 下の米を買。100.000円以  
 下の米を買。100.000円以  
 下の米を買。100.000円以

取不能) 質問も非常に問題のあつた。日中  
 友交のメンバー。一ツ宮野澤市に加入しては  
 人の多いところは一日おぼり。また、その  
 加入のあつたところの加入は、これは加入  
 しようがある。現在入らなく。結局我々が決定し  
 ている。これにコストに入らなく。この  
 一、議会の対応も迷惑をかける。これは  
 五、又暫く持つて下さる。加入は、これは  
 執行部で、これは、これは、これは、これは  
 五、これは、これは、これは、これは、これは  
 六、これは、これは、これは、これは、これは  
 七、これは、これは、これは、これは、これは  
 八、これは、これは、これは、これは、これは  
 九、これは、これは、これは、これは、これは  
 十、これは、これは、これは、これは、これは

4 番

5月の12、3日の市長の答弁とだいたい違う  
 部分がある。あの当時のL.C組の人、今日2、3  
 日には、加入する。去年同じやり方と人々  
 の答弁があった。加入があり。しかし、今の答弁  
 には、加入する。人々も、加入する。人々から、仕  
 方が、これは、これは、これは、これは、これは  
 1、これは、これは、これは、これは、これは  
 2、これは、これは、これは、これは、これは  
 3、これは、これは、これは、これは、これは  
 4、これは、これは、これは、これは、これは  
 5、これは、これは、これは、これは、これは  
 6、これは、これは、これは、これは、これは  
 7、これは、これは、これは、これは、これは  
 8、これは、これは、これは、これは、これは  
 9、これは、これは、これは、これは、これは  
 10、これは、これは、これは、これは、これは





どさどさいり人、300支の入りは30人だけ  
り。それ入りの100支も、そのうち入らば50支り。  
そのうち皆給方に申し出てくれれば、相手私に責  
任はあつと思ひます。

4 番

その300支の契約はあつていふことは、固  
断いかりません。

市 長

その中、私も見たいです。

4 番

じや、その300支の中より50支を分けてい  
う契約はどうかと申し出ておられるか。

市 長

いいえ、その契約をせよと。せよといふは大丈夫  
入申すことはいいえ、どさどさいり人、入らば分  
けなければならぬといふことはどさどさいりです。

4 番

そのいふことはいいえ、同じく契約は300支  
の契約をせよといふことです。もし我々も、  
その300支の中より50支を分けていふ契約  
は当然であつて、いふべきだと思ひます。  
その中、大口頭を分けていふことは、合意  
したといふのは、大口頭を分け、結果的に  
その中より、何れも責任はあつて、合意は、それ

を必す 場合の 非常の 我をい。一番 被害を  
受けるのは 市民であり。市民の 先程、議会  
に迷惑をかけたいといふ点。市民に 大きな 迷惑  
をかけるより、大きな 損失をかけるのを  
せよという。また、市外に ありまわりの  
外資も 民間業者は たくさん 外資や いう 種類  
を 入れて ありまわりの、また いう 気の 外資  
どうかが 入って ありまわりの だんじり といふ 思い  
です。市民が 二の 養蠶 研究センターを 設置 する  
場合の 我々の 目も 浅い。また 研究を  
いくつか いう といふ ありまわりの、市民が 政治生命  
をかける。二の 四丁 だんじり といふ 旗り 確  
定を して 我々の 議会 での 始めに 了承 する  
を通し 議決 ありまわりの、1か 単なる 市民の  
議会 通す 政治生命 をかける といふ 答へ  
ありまわりの。その 疑問 ありまわりの、市民  
といふ 今 どう 考え ありまわりの だんじり  
ありまわりの 答へ 現段階 ありまわりの、二の 知分  
ありまわりの、養蠶 研究センターの 目的 自体 達成  
ありまわりの、ありまわりの 政治生命 といふ ありまわりの、  
ありまわりの、ありまわりの 答へ ありまわりの 思い  
ありまわりの。

市民

当初 我々の 予定 大連 問題 ありまわりの  
ありまわりの。その 問題 ありまわりの 議決  
ありまわりの。

4 番  
 問題の起るは当然の當時の答弁通り市  
 長の政治生命を以てする。どういふ人もあつた。  
 三二のほつたり来りもらうかと思ひますが、  
 市長はどう考へておられるか。

市長  
 私の考へておられるのは、三二のほつたり  
 もつたとして入るという条件の事ではないです。

4 番  
 一筋質問の方向を考へておられる。市長は三二の  
 処分はどうかという考へておられる。処分は三二  
 のほうです。

市長  
 一筋考へておられる。努力して考へておる  
 です。

4 番  
 どういふ根拠の事か。処分はどうかという話です。

市長  
 市が考へておられることもやうな事かと思ひますが、  
 根拠の事かどうか。

4 番  
 (1) 契約書とある場合は、処分はどうか  
 は、1つもいふ中から、当局の考へておられる

これは、当然我々の契約を結ぶに必要で、契約を履行し、これにより、

履行すべしというその契約の内容には、処分というものは、一時的に、これにより、その契約を尊重する以外に、方法はない。市がこれをやるというには、これにより、その契約の中には、野津市の養護センターに使用することを、使用させるというには、はっきりと、これにより、

市長

その契約の当事者間の問題が、これにより、当事者に対して、十分な話し合いを、

4番

契約を、これにより、これにより、これにより、

市長

その時、これにより、十分な話し合いを、

4番

相違ない、契約を履行し、これにより、

市 長

いふ。処分はやりなす。

女 審

処分せうのは、契約の中に入られてる人がある。

市 長

うたわなすのは、当事者間の話し合ひを促すにはいいと思つてゐる。

女 審

契約を履行してはゐるにせよ。

市 長

契約を履行した合意の旨を述べたいと思つてゐる。

女 審

その中には、一筋だけあるのは、何れも元々は神佛を祀つてゐる祭壇があるから入つて来た人がある。

市 長

それは合意に入つてゐる。

女 審

契約は履行した人々、その情勢から、契約を履行してはゐる。

市 長

左より申し上げられた通り、24月間の間に  
の問題を解決し、知合の方角に持つべき  
と。

4 番

地主がその契約条項の履行を迫った場合  
には、当然契約は成立し、争うべき事柄は  
ない。その場合、知合は考へられべき人  
で、その場合、知合は考へられべき人  
で、その場合、知合は考へられべき人

市 長

最悪の場合、地主は1911、34年間の  
どうにもせざる知合は、しるべき事柄  
と。委託の何れの方法によつて  
と。

4 番

その間は、その間は、その間は、  
停止した場合は、復元又は神債を  
支払うものとす。

市 長

停止した場合は、その間は、  
し合つた。その問題を進めたい  
と。

4 番

契約の中へは、その間は、  
と。

市長

この契約は当然はそういうことではございませぬが、十分に地主と相談していただきたい。

4番

応じのりの場合には、地主より契約履行を迫られる場合にも、市長は当然市として契約履行をしないわけには行かぬ。契約結人以外には、たゞら我々の力によってもこの契約に差がない行動をしないわけにはいかない。説得とか、そういうことではございませぬ。一応契約の履行というのを考えなければならぬ。これを契約の時業の悪から、今度はそのようにして、自分で何とかしてやるべきだ。

修正契約自体、当然そういうことを望むから、その中に何人か、やれば済む。何人かやれば済む。その中には、そういう文句は一つもなすべからぬ。だからその中に大きな欠陥がある人だ。この契約書そのものを、検討した場合、担当の職務の方、起業に及ぶというところ、事象だ。担当職務の方、全然通ってはいないというところ、その事象だ。

総長

回答はいたしております。当時総長揮筆にございまして、この契約については、私の手では、合議はさして行かぬ。

4 番

そのほかの場合、効力はありませぬ。

経産部長

効力にないのは、中野市長の決裁でござぬ  
とござぬ。

4 番

市長の決裁はなしてござらぬ。

経産部長

はな。

4 番

成功の中野の問題はなつかも知らんが、さう  
した場合は、非常に問題をかも契約書に  
つたるとござぬ。市長といたして、今後の  
問題といたして、その契約書の問題も非常に大  
きな問題があるし、大々文知合を打ち出さし  
ても、相当大きな問題がはいく人にならぬか  
を思ふとござぬ。さうして考慮に入らぬ市民の  
損失といたして、その措置をしないから、さうして  
契約書にござらぬ。質疑を答へらる。

9 番

今重要の発言をなさしなさい。理事の総  
論部長、中野市長が他と契約を結ぶ場合に  
条例にない重要事項を該当するからござぬ。  
さうして、さうして、重要事項を、さうして、さうして



の総務課を經由するが、正しい方法で  
私の思の通りでも、基本的な考え方が  
10月を以て人となる。

総務部長

10月を以て人となる。契約の二番  
重要の二番を理解して行きます。従って  
当然各部下に於いては、やはり重要の契約の  
事項問題を以ては、問題に於いては、事例の  
決裁事項に於いては、やはり凡そ総務課を  
經由するべきに於いては、やはり  
二番の問題に於いては、総務課の合議  
に於いては、その場合、結果として、即ち、市長  
の決裁を以てする。得るべきの額を以て  
する。その中の総務課の長が、見たり  
が、實際的効力は生じ、その額を以て  
する。

9番

法的効力は二番の私の間に行われる。  
市長の決裁も効力は生じ、私が申し  
上げるとして、事例の二番重要事項に於いては、  
その額を以て、重要事項を以てする。当然  
の範囲が相対課から、総務課の重要事項に  
於いては、その額を以てする。総務課を  
經由して、その額を以てする。

総務部長

はい。 . . . . .

9 番  
 じや、當時の担当課長といふ。どういふやれをしる  
 いか、やういふ大知遇をよつたかか。  
 二小の非常な重要な問題か。先んず鼻の部下  
 は和つといふ。上司の解りかといふもかじや、か  
 がつたもの。どういふ経由しつたかか。条  
 例からいふと承されたいわりの事。

農林課長  
 初答をいふしつた。当時不勉強に、やういふ  
 ことが、ミスがわりつた。大変申し訳なく思つ  
 たりつた。

9 番  
 不勉強、不勉強とわつていふことか。小の  
 担当課長かといふ事。  
 初めから、条例の本文が何日見たりつたかとい  
 う事。

農林課長  
 けい、過去をいりかえつて見ると、二の答は人  
 事考を始つたため、職員も着工するに増員  
 した。やういふ担当課長と、その人員かやれと  
 いうことか。私、あつてはつたかか。同中し、その色  
 人の質問を、他人は、せよと、たまたまやういふ  
 手廻りが出来たといふことか。事實をいふ事。

9 番

手邊の由課長忙しいから、全無関係  
 なく、その大きな問題の人から、一時的な事  
 務上のミス云々から、=中はごさいヨセ人。=の  
 着る人車掌の成功した。成功したから、  
 変わりなの。皆二人方は市の条例という。どう  
 いうふうな考えなのだろうか。近野清市の指揮  
 した。近野清市の指揮は条例以外に=ご  
 さいヨセ人。=の中、全く無視の軽視に他は  
 契約の結果という。=中はごさいヨセ人と  
 当時の担当部長も云々いって、総論報告  
 も重要事項に該当する。もし皆二人方が契  
 約書と起來した場合、=中はごさいヨセ人の  
 本人の公印を押した。署名を押した。誰  
 が押したのか。

櫻林課長

決裁は固く70113

9 番

契約書の公印を押した人の誰か。当  
 時の=契約書の。走ら4番の人か。70113  
 への借借契約書の公印を押したのか。誰  
 か。総論結果理由を1万4千円。=70113  
 70113。70113というはず。近野清市の公印は本人の親しいかじり  
 した人。=1-2の時受に誰か押したのか。  
 着る人車掌の成功、失敗の全く別。亦ん  
 が押した。70113。本人、署名押した。公印を

候に於て、総務課長の総務課に合議の  
 場合、当然総務課長の押すはす可。  
 合議の末から押しければ、=水に押し、若し不信  
 の案がめらば、意見を付し、担当課に押し  
 戻す可。明確に押し頂きたい。近野清平氏の  
 公印を借貸するも可し又ありせん。  
 農林課長の当時の契約書、起業者とする。

農林課長

10月21日、原稿の私に起業者とし  
 ていた可い、=水に全部撤回し。

9 番

起業者のどこを南に押し可。成文する  
 所の起業者は誰か南に押し可。

農林課長

その説明を12月3日、当初は、私  
 が起業者とする可。一応決裁の段階に  
 来た可い。あつた、即ち後方にある程度  
 起業者とする。水を整理し、決裁に回す  
 可い。

9 番

6月1日、決裁回す場合に所定の手続を  
 する可い。水に押し、即ち公印を押し  
 可い。

農林課長

職掌がご思ひなす中にも、誰かなく。

9 番  
職員

農林課長

111. 一応市長決裁を以て終つた場合にも  
職員にも公印を押しなす様です。

9 番

4411. せよにありなす。二カ公印の。

農林課長

総務課にありなす。

9 番

総務課にあす。なすに皆務方の起案に場  
合に上司の決裁をなす場合にも、私の方を担  
当課長に話した称に重要事項なす。不  
勉強なすからなす。今答弁なすなす  
なす。二つなす問題に私、非常な心配  
なすなす。先きの指摘のありなす。相互  
契約なす。皆なすの起案なす以上は、両  
方の立場に立つてなすべしなす。なす皆次  
方がなす場合、道庁庁市が期待なす場  
合もなす。なす人なすなす。内容にたす  
なす。1カ皆なすの内答からなす。全(道野  
庁市が不利な立場になす。結果から見なす場合。



議 案

普通休憩の取組(初め時15分)

議 案

休憩後、再開1334120.定足数に達しない  
たが流合費を12.  
(初め時40分)